

## 平成 25 年度第 1 回公害規制検討部会の要点整理

| NO | 委員による意見・質問   | 整理・集約の方向  |
|----|--|---|
| 1  | <p>(今田委員)<br/>畜舎及び鶏舎の管理義務の削除の説明に畜舎が相当数減少しているとあるが、この説明では畜産団地と住宅が完全に分離されるようになった背景が、一般市民にはわからないのではないかと。</p> | <p>(事務局)<br/>市条例制定当時は関連法令等が未整備であったため、市条例で畜舎及び鶏舎の管理義務を規定する必要があったが、現在では公害関係法令により十分に規制ができるようになったことから、市条例から削除するものである。また、畜産団地が住宅と完全に分離されたことで、苦情問題も起こっていない現状がある。削除の説明としては、公害関係法令による整備を挙げることにする。</p> |
|    | <p>(三田村委員)<br/>畜舎の数が減少したことではなく、他の規制で対応が出来るようになったため市条例の規制が不要となった、という説明が適切である。</p>                         |   |
|    | <p>(下野部会長)<br/>畜舎及び鶏舎の管理義務の削除の説明は、「法令が整備され」ではなく、「公害関係法令が整備され」としたほうがよい。</p>                               |   |
| 2  | <p>(今田委員)<br/>予想外の公害に対する措置の規定では、「予想しない物質」より「予想できない物質」という表現の方が適切ではないかと。</p>                               | <p>(事務局)<br/>条文の表現については法務担当部局との協議となるが、(改正) 条例要綱案では修正する。</p>   |
| 3  | <p>(三田村委員)<br/>予想外の公害に対する措置は、公害が発生してからだけではなく、発生のおそれがある場合も含めて対応をするものではないかと。</p>                           | <p>(事務局)<br/>未然防止の観点も伝わるような表現に修正する。</p>   |
| 4  | <p>(石川副部会長)<br/>予想外の公害について、市が「特別の措置を講ずる必要があると認めるとき」発生者に対し「必要な措置を講ずることを求めることができる」とはどういう意味か。</p>           | <p>(事務局)<br/>行政に対し、相当強い姿勢を求めるものとする。既定のものについては具体的な措置を規定するが、予想外のものとは不明のため、発生者に対し「措置を講ずることを求めることができる」と規定する。現在予想できない事象が発生した場合という前提のため、義務付けはせず、積極的な姿勢を規定しているという意味の「できる」が適切と考える。</p>                |
|    | <p>(永嶋委員)<br/>この規定は、発生者に対し措置の要請を義務付けるものではなく、「講ずることを求めることができる」と規定し、講じない場合の逃げ道を与えるものとする。</p>               | <p>(下野部会長)<br/>現在は予想できないが、問題となった時点で、国や府に先立って市が対応することができるという姿勢を示している。</p>  |
| 5  | <p>(今田委員)<br/>市条例の公害の対象に、現在問題となっているような越境汚染は含まれるか。</p>  | <p>(事務局)<br/>広い意味では公害に入るが、法には適用範囲があり、市条例では他市や外国までの権限がないため、国際的な協議や条約等に委ねざるを得ない。</p>  |
|    | <p>(永嶋委員)<br/>環境基本条例か公害防止条例かどちらの規制となるかは別として、環境保全の観点から、越境汚染に対する注意喚起等を検討する必要がある。</p>                       | <p>(事務局)<br/>環境基本条例第 4 条第 1 項に「市は環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し及び実施する責務を有する」とある。公害防止条例の範囲の中でも積極的に対応し、市民の健康や環境全般に関わる問題について市としてできることを幅広く行う。</p>  |

| NO | 委員による意見・質問  | 整理・集約の方向   |
|----|---|--|
| 6  | <p>(今田委員)<br/>                     企業にとって「公表に関する規定」は重要であり影響が多大であると考えます。<br/>                     公表はどの程度のことを考えているのか。</p>  | <p>(事務局)<br/>                     事業所の基準違反に対する改善勧告、改善命令は、一般市民には見えないため、指導に対し改善が見られない場合、事業所の基準違反を公表することで、企業活動に多大な影響を与えることが想定される。</p>   |
|    | <p>(永嶋委員)<br/>                     公表はどういった方針で行うのか。</p>   | <p>(事務局)<br/>                     改善命令が出ただけではなく、勧告や命令に従わない場合の公表を想定している。</p>  |
| 7  | <p>(石川副部長)<br/>                     有害物質の地下浸透の禁止について、「何人も」から「工場・事業場」に改めるとの説明ではなく、改正案の文章のとおり「工場又は事業場から水を排出する者は」に改めるとした方が、主体の解釈がわかりやすい。</p>   | <p>(事務局)<br/>                     改正案の地下浸透水に関する規制では、工場・事業場で水を排出又は地下浸透水を浸透させる者は、基準を超えた地下浸透水を浸透させてはならないことを規定している。意見のとおり表現を修正する。</p>    |
| 8  | <p>(今田委員)<br/>                     公害防止協定制度の説明で、締結相手を「現行条例対象の工場等」から「市域において事業活動を行う工場・事業場」へ範囲を拡大することを規定しているが、この位置づけについて全体の体系図等があれば、よりわかりやすい。<br/>                     工場、事業場、指定事業所等、言葉の定義が図示されれば、議会や市民にとっても市条例の体系が理解しやすくなる。</p> | <p>(事務局)<br/>                     対象範囲の拡大は、指定事業所以外も規制できるようにすることを目的としている。<br/>                     規制の対象を整理した資料を、答申案に盛り込むように検討する。</p> |